

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和6年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>障害者福祉に関する事務</p>
②事務の概要	<p>加須市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」という。)、加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(以下「番号条例施行規則」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、等級変更、再交付、返還に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。 また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。 ・自立支援医療費の支給認定の申請、変更及び取り消し並びに自立支援医療受給者証の交付及び返還に関する事務を行う。 <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>※当市では、障害者総合支援給付支払審査等業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心身障害者手帳システム 2. 精神手帳システム 3. 福祉3手当システム 4. 自立支援医療システム 5. 自立支援給付システム 6. 補装具システム 7. 日常生活用具システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 宛名管理システム 10. 中間サーバー 11. 伝送通信システム <p>※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)心身障害者手帳ファイル(身障手帳台帳、療育手帳台帳) (2)精神手帳ファイル(精神手帳台帳) (3)福祉手当ファイル(受給者情報、受給者所得情報、配偶者義務者所得情報) (4)自立支援医療ファイル(自立支援医療台帳、所得判定情報、世帯員情報、家族情報) (5)自立支援給付ファイル (6)補装具ファイル(補装具台帳、補装具所得判定情報、補装具世帯員情報) (7)日常生活用具ファイル(日常生活用具台帳、日常生活用具所得判定情報、日常生活用具世帯員情報)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) (平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条 別表第一の1、3、7、9、10、12～26の項、並びに番号条例施行規則第3条 別表第一の1、3、7、9、10、12～20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二の二 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条 別表第二の六十八の項、主務省令の第三十八条の二 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の百八の項、主務省令の第五十五条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十の項、主務省令の第五十五条の三 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい者福祉課
②所属長の役職名	障がい者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 福祉部 障がい者福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 福祉部 障がい者福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地: 埼玉県加須市下三俣290番地	所在地: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	所在地: 埼玉県加須市下三俣290番地	所在地: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	—	※当市では、障害者総合支援給付支払等業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	—	5. 伝送通信装置 ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	幼方 忠雄	伍井 正巳	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	— — ※当市では、障害者総合支援給付支払等業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・自立支援医療費の支給認定の申請、変更及び取り消し並びに自立支援医療受給者証の交付及び返還に関する事務を行う。 ※当市では、障害者総合支援給付支払審査等業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	記載内容の見直し 委託事務の追加
平成30年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	5. 伝送通信装置 ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	5. 伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(4) 特定障害者手当等ファイル	(4) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当ファイル	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、47、84の項、並びに主務省令第8、11、38、60条第1項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項、並びに主務省令第8、12、25、38、60条	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の十六の項、並びに主務省令 第十二条 第一、二、三、四、五号 別表第二の十九の項【主務省令に該当なし】 別表第二の二十二の項【主務省令に該当なし】 別表第二の二十六の項、並びに主務省令 第十九条 第一、二、三、四、五号 別表第二の四十七の項【主務省令に該当なし】 別表第二の五十六の二の項、並びに主務省令 第三十条 第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一号 別表第二の五十七の項、並びに主務省令 第三十一条 第一、二、三、四、五、六号 別表第二の八十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の八十七の項、並びに主務省令 第四十四条 第一、二、三、四、五号 別表第二の百九の項【主務省令に該当なし】 別表第二の百十六の項【主務省令に該当なし】	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の九の項、並びに主務省令 第八条 第一、二、三、四、五号 別表第二の十の項、並びに主務省令 第九条 第一、二、三号 別表第二の十一の項、並びに主務省令 第十条 第一、二、三号 別表第二の十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の二十の項、並びに主務省令 第十四条 第一、二号 別表第二の二十一の項、並びに主務省令 第十五条 別表第二の五十三の項、並びに主務省令 第二十七条 第一、二、三号 別表第二の六十七の項、並びに主務省令 第三十八条 第一、二、三号 別表第二の六十八の項【主務省令に該当なし】 別表第二の八十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の百八の項、並びに主務省令 第五十五条 第一、二、三、四号 別表第二の百九の項【主務省令に該当なし】 別表第二の百十の項【主務省令に該当なし】	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条 別表第二の六十八の項、主務省令の第三十八条の二 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の百八の項、主務省令の第五十五条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十の項、主務省令の第五十五条の三	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	伍井 正巳	障がい福祉課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	— —	加須市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 — — ・身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、等級変更、再交付、返還に関する事務	事後	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項、並びに主務省令第8、12、25、38、60条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条 別表第一の1、3、7、9、10、12、15、18～33の項、並びに番号条例施行規則第3条 別表第一の1、3、7、9、12、15～22の項	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 住登外・宛名システム 4. 中間サーバー 5. 伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	1. 心身障害者手帳システム 2. 精神手帳システム 3. 福祉3手当システム 4. 自立支援医療システム 5. 自立支援給付システム 6. 補装具システム 7. 日常生活用具システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 宛名管理システム 10. 中間サーバー 11. 伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 障害児童福祉ファイル (2) 障害者福祉サービス (3) 自立支援給付ファイル (4) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当ファイル	(1) 心身障害者手帳ファイル(身障手帳台帳、療育手帳台帳) (2) 精神手帳ファイル(精神手帳台帳) (3) 福祉手当ファイル(受給者情報、受給者所得情報、配偶者義務者所得情報) (4) 自立支援医療ファイル(自立支援医療台帳、所得判定情報、世帯員情報、家族情報) (5) 自立支援給付ファイル (6) 補装具ファイル(補装具台帳、補装具所得判定情報、補装具世帯員情報) (7) 日常生活用具ファイル(日常生活用具台帳、日常生活用具所得判定情報、日常生活用具世帯員情報)	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条 別表第一の1、3、7、9、10、12、15、18～33の項、並びに番号条例施行規則第3条 別表第一の1、3、7、9、12、15～22の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条 別表第一の1、3、7、9、10、12～26の項、並びに番号条例施行規則第3条 別表第一の1、3、7、9、10、12～20の項	事後	例規の改正
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二 (情報照会の根拠) 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条 別表第二の六十八の項、主務省令の第三十	(情報提供の根拠) 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二 (情報照会の根拠) 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条 別表第二の六十八の項、主務省令の第三十	事後	法令の改正
令和3年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和4年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二	・別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二の二	事後	記載内容の見直し
令和6年1月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正